表豚肉、生産情報公表農産物、生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚についての登録認定機関の登録の失効に関する件　一九　二

八一四―保安林の指定をする件　一九　二

八一五―保安林の指定施業要件を変更する件　二〇　三

八一六　平成二十三年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件の一部を改正する件　二〇84　四

八一七　肥料を登録した件　二〇84　八

八一八　肥料の登録の有効期間を更新した件　二〇84　九

八一九　肥料の名称又は生産業者、輸入業者若しくは登録外国生産業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件　二〇84　一四

八三〇　肥料の登録を失効した件　二〇84　一四

八三一　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二一　四

八三二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二一　四

八三三―保安林の指定をする件　二一　四

八四〇―へい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程の一部を改正する件　二二　五

八四一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件の一部を改正する件　二二　六

八四三　平成二十三年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件　二五　四

八四四　高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を変更した件　二五　四

八四五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件　二五　四

八四六―保安林の指定をする件　二六　四

八六二　動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する件　二七　五

八六三　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二七　五

八六四　保安林の指定を解除する件　二七　五

八六五　保安林の指定施業要件を変更する件　二七　五

八七二―**農林水産省、国土交通省**

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針の一部を改正する件　一　特24　二六

経済産業省

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件　一　特24　二六

八八五　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　一　特24　二七

八八六　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿の閲覧に供する事務所の場所を定めた件　一　特24　二三

八八七　中小企業信用保険法の規定に基づき災害及び地域を指定する件　一　特24　二三

八八八　中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件　一　特24　二三

八八九　工業標準化法第三十二条の規定に基づき認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　四

八九〇　輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件の一部を改正する件　八

九一　輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件　八

九二　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件の一部を改正する件　八

九三　輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件　八

九四　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　八

九五　外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件の一部を改正する件　八

九六　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　一一　五

九七　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一一　五

九八　消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件　一五　四

九九　工業標準化法第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの登録をした認証機関の件　一五　四

一〇〇　中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件　一五　五

一〇一　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二七　六

一〇二　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二八　七

特許庁

六　公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を告示する件　一　特24　三六

七　登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　七